

～ハラスメントに関する相談に来られた方へ～

相談員は、あなたの問題・悩みに対して解決に向けて親身にサポートします。安心してご相談いただくためにも次のことをご理解ください。

■ 守秘義務について

相談員には守秘義務が課せられており、相談内容と相談内容に関するプライバシーは必ず守られます。相談者の同意や承諾がない限り、相談者の氏名、電話番号等の個人情報、正当な理由なく部外者に漏らすことはありません。

● 相談のみの場合

氏名・連絡先の告知は任意です。匿名を選択することができます。ただし、匿名希望の場合は、相談員や防止委員会からのアプローチや問題に対する有益な情報提供に困難があることをご理解ください。

相談の内容は相談記録簿にて防止委員会へ報告されます。

● 申立書を提出される場合

ハラスメント防止委員会に「調整・調査の申立書」を提出される場合は、匿名を希望することはできません。ハラスメント防止委員会は申立書に基づき、解決に向けた調整・調査をするために相談者と連絡を取る必要があります。そのためにも相談者の氏名・連絡先が必要であることをご理解ください。

また、申立の手続きについて、必ず「調整」もしくは「調査」のいずれかをお選びください。

区分	内容	対応
「調整」	申立人・被申立人双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る	ハラスメント防止委員長と加害者の監督責任者（学部長、研究科長、課長・事務長等）との間で、取られるべき適切な措置について、調整をおこなう
「通知」	防止委員会から相手にハラスメントの相談があったことを伝えます。	匿名で相手に通知を行うことにより、問題の解決を図ります。
「調査」	事実関係の公正な調査に基づき、ハラスメントに該当すると判断された場合、加害者に対し懲戒処分の検討を含めた厳正な対応を求める	ハラスメント防止委員会の下に調査委員会を設置する

主な救済措置例：良好な修学、就労環境の回復（ゼミ・クラス変更、被申立人のアカウントの停止など）

立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止委員会